

議案第 3 4 号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を  
制定するについて

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を、次のとおり改正す  
るものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号本文中「、8,900円」を「、9,100円」に改める。

別表中

「 を

12,440円	13,320円	14,200円
10,670円	11,550円	12,440円
8,900円	9,790円	10,670円

」

「 に

12,500円	13,350円	14,200円
10,800円	11,650円	12,500円
9,100円	9,950円	10,800円

」

改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号

アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき理由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（損害補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の宇治市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく損害補償及び適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等として支給された金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。